

平成 29 年度

行政監査報告書

(政務活動費について)

会津若松市監査委員

目 次

第1	監 査 の 種 類	1
第2	監 査 の テ ー マ	1
第3	監 査 の 目 的	1
第4	監 査 の 対 象	1
第5	監 査 の 着 眼 点	1
第6	監 査 委 員 の 除 斥	1
第7	監 査 の 実 施 期 間	2
第8	監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
第9	政 務 活 動 費 の 概 要	2
第10	政 務 活 動 費 の 状 況	4
第11	監 査 の 結 果	10

平成 29 年度行政監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

「政務活動費について」

第3 監査の目的

政務活動費とは、地方自治法(以下「法」という。)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付するものであり、その内容については、各自治体の条例で定めなければならないこととされており、本市においては、会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき、会津若松市議会議員の会派に対して交付されている。

また、会津若松市議会は、政務活動費の使途の透明性を確保するとともに、政務活動費のさらなる有効活用を図るため、事務手続や項目別の取扱例、領収書の取扱等を定めた「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、平成 27 年4月から運用している。

昨今、一部の他自治体の議員による政務活動費の不適切な使用が問題となり、市民の政務活動費への関心が高まり、適正な執行及び透明性の確保がより一層求められていることから、政務活動費の取扱状況について監査を実施したものである。

第4 監査の対象

1 対象範囲

平成 28 年度交付分の政務活動費に関する事項

2 対象所属

議会事務局

第5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第4行政監査の着眼点」に基づき、政務活動費の交付に関する事務手続が、条例、規則及びガイドラインに基づいて適正に行われているか、政務活動費の支出が条例等に定める使途基準に沿った公正かつ適正なものとなっているか、その使途の透明性が確保され適正な運用が図られているかを主眼とし、また、市民の政務活動費への関心の高まりの中で、収支内容のより積極的な開示が求められ、全国的にもこうした動きが活発化している状況を踏まえ、第三者に分かりやすい書類の整理のあり方という観点から監査を行った。

第6 監査委員の除斥

本件監査については、地方自治法第 199 条の2の規定により、議会選出の戸川稔朗委員を除斥とした。

第7 監査の実施期間

平成 29 年 10 月 10 日から平成 30 年 2 月 26 日まで

第8 監査の主な実施内容

議会事務局に關係書類の提出を求め、当該書類の調査及び検証をするとともに、監査委員による対面監査において、關係職員から説明を聴取した。

第9 政務活動費の概要

1 交付の対象及び交付額等について

本市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対し、月額3万5千円に会派の所属議員の数を乗じて算出した額が上半期・下半期に分けて交付されており、4～9月分を4月に、10～3月分を10月に、それぞれ4月1日、10月1日における会派の所属議員の数により算定し交付されている。

2 手続の主な流れについて

政務活動費に関する主な手続の流れは以下のとおりである。

(1)交付請求

会派の代表者は、4月及び10月の10日までに、「政務活動費交付請求書」を議長を經由して市長に提出する。

(2)交付決定と交付

市長は、交付の決定をし、「政務活動費交付決定通知書」により、会派の代表者に通知する。
また、決定した政務活動費は、会派名義の指定口座に振込みにより交付する。

(3)受領

会派の代表者は、直ちに「受領書」を市長に提出する。

(4)支出

会派の経理責任者は、出納及び保管状況を明確にするため会計帳簿を調製し、領収書等の証拠書類を整理保管する。

(5)旅行の届出と報告

会派の代表者は、調査研究のため他市等に旅行するときは、「旅行計画書」を、要請・陳情のため他市等に旅行するときは、「要請・陳情計画書」を議長に提出する。

また、旅行終了後14日以内に結果等についての「旅行復命書」を議長に提出する。

(6)収支報告と返還

会派の代表者は、収支内容について「政務活動費収支報告書」に關係書類(事業報告書、政務活動費精算書、会計帳簿、領収書その他収支内容を明らかにする書類)を添えて、年度終了後14日以内に議長に報告する。また、収支において残余が生じた場合は、同期限までに返還する。

議長は、提出された収支報告書等の写しを市長に送付し通知する。

(7)収支報告書等の保存

議長は、提出された収支内容に係る書類を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の3月31日まで保存する。

(8)収支報告書等の閲覧

市内に住所を有する者等は、収支内容に係る書類の閲覧を請求することができる。(閲覧は、報告期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から)

3 交付額等の改正状況について

本市の政務活動費は、平成12年の法改正で政務調査費が制度化されたことに伴い、平成13年3月に「会津若松市議会政務調査費の交付に関する条例」を制定し、会派に対し、所属議員一人につき月額5万円を交付することとし、平成13年4月より施行された。

その後、平成17年4月より議員一人当たりの月額を4万5千円に減額、さらに、平成21年4月より3万5千円に減額改定されている。

なお、平成24年の法改正により、名称を「会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例」に改めている。

4 他市の交付状況について

(1) 県内各市の交付状況

県内各市の交付状況は次のとおりである。

交付対象については、13市中11市が会派(無会派である場合は議員を対象としている場合を含む。)を対象としており、交付回数は、年2回が8市、年1回が5市で、交付方法は、全市ともに一定期間分を事前に交付し、残余が発生した場合は返還する方法となっている。

また、交付金額については、人口規模の違い等により単純な比較はできないが、議員一人当たりの交付月額を比較すると、高い順から4位/13市となっている。一方、議員一人当たりの年間交付上限額に議員定数を乗じ人口で除した「市民一人当たりの年間負担上限額」については、高い順から8位/13市で、中位程度となっている。

【県内各市の交付状況】

都市名	交付対象	交付回数 (回)	議員一人当たり 交付月額 (円)	議員一人当たり 年間交付上限額(A) (円)	議員 定数(B) (人)	人口(C) ※1 (人)	市民一人当たり 年間負担上限額 (A)×(B)/(C) (円)
会津若松市	会派	2	35,000	420,000	30	121,567	104
福島市	会派	2	100,000	1,200,000	35	283,493	148
郡山市	会派	2	100,000	1,200,000	38	326,851	140
いわき市	会派	2	110,000	1,320,000	37	329,938	148
白河市	議員	1	20,000	240,000	26	62,245	100
須賀川市	会派	2	30,000	360,000	24	77,638	111
喜多方市	会派	2	20,000	240,000	22	49,538	107
相馬市	会派	1	10,000	120,000	20	35,812	67
二本松市	会派	1	10,000	120,000	26	56,273	55
田村市	会派 (無会派は議員)	2	20,000	240,000	20	38,280	125
南相馬市	会派	1	15,000	180,000	22	62,960	63
伊達市	会派 (無会派は議員)	2	30,000	360,000	26	62,299	150
本宮市	会派又は議員	1	10,000	120,000	20	30,731	78

※1 人口は、平成29年1月1日住民基本台帳人口(福島県ホームページより)

※ 調査内容は、平成29年10月現在の各市ホームページによる。

(2)類似団体の交付状況

類似団体 38 都市(※1)の交付状況は次のとおりである。

議員一人当たりの交付月額、2万円以上3万円未満が 10 都市と最も多く、次いで、1万円以上2万円未満が9都市、3万円以上4万円未満が本市を含む7都市となっている。

また、年間の交付回数は、年1回(17 都市)、年2回(16 都市)がほとんどであり、交付方法は、全都市ともに、一定期間分を事前に交付し、残余が発生した場合は返還する方法となっている。

【議員一人当たり交付月額】

金額	都市数
10,000 円未満	1
10,000 円以上 20,000 円未満	9
20,000 円以上 30,000 円未満	10
30,000 円以上 40,000 円未満	7 ★
40,000 円以上 50,000 円未満	5
50,000 円以上 60,000 円未満	2
60,000 円以上 70,000 円未満	3
70,000 円以上 80,000 円未満	0
80,000 円以上 90,000 円未満	1
合計	38

【年間の交付回数】

回数	都市数
年1回(年額一括)	17
年2回(半期ごと)	16 ★
年4回(四半期ごと)	4
年12回(毎月)	1
合計	38

★本市

※1 平成 27 年度類似団体(Ⅲ-3、人口 10 万人以上 15 万人未満、2 次・3 次人口 90%以上かつ 3 次人口 65%以上)(総務省ホームページより)

※ 年額により交付されている場合は、12 月で除して月額を算出している。

※ 調査内容は、平成 29 年 10 月現在の各都市ホームページによる。

第 10 政務活動費の状況

1 政務活動費の収支状況について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支内容について、年度終了後 14 日以内に、収支報告書に係る書類を添えて、議長に報告することとされており、各会派から報告された平成 28 年度の収支状況は次のとおりである。

平成 28 年度の政務活動費は、7 会派に対し総額 12,600,000 円が交付され、その後、議員辞職に伴う会派所属議員数の減により、140,000 円の減額変更があり、変更後の交付総額は 12,460,000 円となっている。また、会派での支出実額から会派負担額を除いた政務活動費からの支出額は 10,993,385 円で、執行率は 88.23%となり、差引残額 1,466,615 円は市に返還されている。(議員辞職に伴う減額変更分 140,000 円については別途返還)

使途別支出内訳について見ると、研究研修費が 4,204,590 円(38.18%)と最も多く、次いで、調査旅費 2,980,426 円(27.06%)、広報費 2,886,427 円(26.21%)とで、全体の 91.45%を占めている。

研究研修費については、他の団体が開催する研修会等への参加負担金等と旅費であり、53 件(旅行計画書の件数)、のべ 83 名の参加で、内容については別表【研究研修費一覧】のとおりである。

調査旅費については、先進地調査及び現地調査に要する経費であり、5 会派 9 件(旅行計画書の件数)の調査が行われており、内容については別表【調査旅費一覧】のとおりである。

広報費については、広報紙や報告書の発行に係る経費であり、内容については別表【広報費一覧】のとおりである。

【平成 28 年度会派別収支状況】

(単位:円)

項目	会派名								合計 (30人→29人)
	創風あいづ (9人)	市民クラブ (6人)	社会民主党・ 市民連合 (4人)	公明党 (3人)	きずなの会 (3人)	諸派連合 (3人→2人)	日本共産党 会津若松市議団 (2人)		
会派への交付額	3,780,000	2,520,000	1,680,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000	840,000	12,600,000	
変更交付(増減)額	—	—	—	—	—	△140,000	—	△140,000	
変更後交付額(A)	3,780,000	2,520,000	1,680,000	1,260,000	1,260,000	1,120,000	840,000	12,460,000	
会派での 用途別 支出額	研究研修費	2,077,968	611,128	707,674	292,500	0	161,080	354,240	4,204,590
	調査旅費	786,925	645,323	0	244,140	715,830	588,208	0	2,980,426
	資料作成費	18,228	3,080	0	0	0	0	20,637	41,945
	資料購入費	233,122	190,615	93,924	18,900	0	0	10,348	546,909
	広報費	465,221	0	734,918	458,460	432,000	320,760	475,068	2,886,427
	広聴費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務費	121,294	34,305	138,222	15,822	37,798	5,940	0	353,381
	要望・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0	0
会派での支出額合計(B)	3,702,758	1,484,451	1,674,738	1,029,822	1,185,628	1,075,988	860,293	11,013,678	
会派負担額(C)※	0	0	0	0	0	0	20,293	20,293	
政務活動費支出額(D)	3,702,758	1,484,451	1,674,738	1,029,822	1,185,628	1,075,988	840,000	10,993,385	
返還額(A)-(D)	77,242	1,035,549	5,262	230,178	74,372	44,012	—	1,466,615	
執行率(D)/(A)	97.96%	58.91%	99.69%	81.73%	94.10%	96.07%	100.00%	88.23%	
研究研修費比率	56.12%	41.17%	42.26%	28.40%	0%	14.97%	41.18%	38.18%	
調査旅費比率	21.25%	43.47%	0%	23.71%	60.38%	54.67%	0%	27.06%	
広報費比率	12.56%	0%	43.88%	44.52%	36.44%	29.81%	55.22%	26.21%	

※交付額(A)を超える支出(B)は、会派での負担(C)となる。

【経費の内容(政務活動費を充てることができる経費)】

	項目	内 容
1	研究研修費	(1)研究会及び研修会の開催に要する経費 (2)会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費
2	調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査及び現地調査に要する経費
3	資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
4	資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5	広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、公告宣伝するために要する経費
6	広聴費	市民からの市政、会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
7	人件費	調査研究活動を補助する者を臨時に雇用するために要する経費
8	事務費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務経費
9	要請・陳情活動費	要請・陳情活動を行うために要する経費

【研究研修費一覧】

会派名	参加回数 (旅行計画書の件数)	のべ参加人数	研修内容	支出金額
創風あいづ	27件	40人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本自治創造学会研究大会「地方が創る日本の未来～議会・住民・自治～」 ・地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会「議会の政策サイクル先進事例レビュー」(5回) ※シリーズ開催 ・市民と議員の条例づくり交流会議「議会基本条例10年」 ・あなたの質問を画期的に変える集中講座 ・質問力レベルアップ・定数・報酬マスター講座 ・これからの自治体議員のための基礎講座 ・市民と議員の条例づくり交流会議「新公会計制度と議会の予算・決算審査」 外16件 	2,077,968円
市民クラブ	7件	13人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本自治創造学会研究大会「地方が創る日本の未来～議会・住民・自治～」 ・地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会「議会の政策サイクル先進事例レビュー」(4回) ※シリーズ開催 ・東京2020オリンピックパラリンピック競技大会全国向けシンポジウム ・地方議会議員フォーラム「議会改革の第二ステージ～議会から政策サイクルを回す～」 	611,128円
社会民主党 ・市民連合	10件	17人	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントフォーラム「施設をもたない行政運営」 ・日本自治創造学会研究大会「地方が創る日本の未来～議会・住民・自治～」 ・地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会「議会の政策サイクル先進事例レビュー」(5回) ※シリーズ開催 ・議員の学校「貧困・差別の課題と地方自治」 ・議会基本条例10年シンポジウム「東北から問う 地方議会の現在・過去・未来」 ・地方議会議員フォーラム「議会改革の第二ステージ～議会から政策サイクルを回す～」 	707,674円
公明党	6件	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会「議会の政策サイクル先進事例レビュー」(5回) ※シリーズ開催 ・市民と議員の条例づくり交流会議「議会基本条例10年」 	292,500円
諸派連合	1件	3人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本自治創造学会研究大会「地方が創る日本の未来～議会・住民・自治～」 	161,080円
日本共産党 会津若松市議団	2件	4人	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体学校 in 神戸 ・財政基礎講座「よくわかる市町村財政分析」 	354,240円
合計	53件	83人		4,204,590円

【調査旅費一覧】

会派名	期日	調査内容	調査地等	参加人数	支出金額
創風あいづ	12/18～12/20 (2泊3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電の取り組み ・CLTの取り組み ・古民家再生の取り組み 	岡山県真庭市(真庭バイオマス発電㈱、銘建工業㈱CLT工場) 兵庫県篠山市(集落丸山)	9人	786,925円
市民クラブ	1/23～1/25 (2泊3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・アートを活かしたまちづくり ・まちぶらプロジェクト ・公共施設マネジメント 	大分県大分市(大分市役所) 長崎県長崎市(長崎市役所)	6人	645,323円
公明党	1/23～1/25 (2泊3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例と都市内分権 ・英語学習6カ年プログラムDREAMを使った英語学習 	三重県名張市(名張市役所) 三重県伊賀市(伊賀市役所) 大阪府泉佐野市(泉佐野市立長南小学校)	3人	244,140円

きずなの会	7/24～7/27 (3泊4日)	・市職員の民間企業派遣 ・小樽・北後志広域教育旅行の実態調査 ・学力向上に関する総合実践事業の取り組み	北海道札幌市(札幌市役所) 北海道小樽市(小樽観光協会) 北海道石狩市(石狩市役所、 花川小学校、花川中学校)	3人	313,800円
	1/29～2/1 (3泊4日)	・観光振興プログラム ・国際文化観光都市の推進 ・あわら三国もりもりバイオマス	島根県松江市(松江市役所) 福井県あわら市(あわら三国 木質バイオマスエネルギー事 業協議会)	3人	402,030円
	会派計(2回)			のべ 6人	715,830円
諸派連合	4/27～4/28 (1泊2日)	・人口増加の要因 ・多摩市公契約条例 ・千代田区公契約条例	埼玉県吉川市(吉川市役所) 東京都多摩市(多摩市役所) 東京都千代田区(千代田区 役所)	3人	115,260円
	7/24～7/26 (2泊3日)	・本多町歴史文化ゾーン散策空間整備事業 ・選ばれるまちづくり事業 ・魚津市民バス運行事業	石川県金沢市(金沢市役所) 富山県富山市(富山市役所) 富山県魚津市(魚津市役所)	2人	111,772円
	11/16～11/18 (2泊3日)	・白川郷の利活用と保存 ・近江八幡市風景計画策定業務	岐阜県白川村(白川村役場) 滋賀県近江八幡市(近江八 幡市役所)	2人	167,860円
	1/19～1/21 (2泊3日)	・観光戦略5か年計画 ・地域づくり交付金事業	山口県萩市(萩市役所) 山口県山口市(山口市役所)	2人	193,316円
	会派計(4回)			のべ 9人	588,208円
合 計			5会派(9回)	のべ 33人	2,980,426円

【広報費一覧】

会 派 名	内 容	発 行 日	作成枚数	支出金額
創風あいづ	創風あいづ会報第2号 印刷及び折込	平成29年3月28日	49,950枚	465,221円
社会民主党 ・市民連合	社会民主党・市民連合ニュースNo.34 印刷及び折込	平成28年5月16日	41,400枚	501,638円
	社会民主党・市民連合ニュースNo.35 印刷 ※発行が平成29年度のため印刷のみ	(平成29年4月11日)	30,000枚	233,280円
会派計				734,918円
公明党	公明党議会報告3月号 印刷及び折込	平成29年3月29日	33,000枚	458,460円
きずなの会	きずなの会会派広報 vol. 7 印刷及び折込	平成29年3月30日	30,600枚	432,000円
諸派連合	諸派連合ニュース 印刷及び折込	平成29年3月31日	30,000枚	320,760円
日本共産党 会津若松市議団	日本共産党市議団ニュースNo1594～1643 印刷	平成28年4月3日～ 平成29年3月26日	55,000枚/50回	165,000円
	日本共産党市議団ニュース号外 印刷及び折込	平成29年3月31日	43,000枚	310,068円
会派計				475,068円
合 計			6会派	2,886,427円

2 政務活動費の公開状況について

政務活動費の用途については、法により、その透明性の確保に努めることが義務付けられており、本市においては、条例において、議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支内容の報告があったときは、必要な調査を行う等その用途の透明性の確保に努めるものとする旨規定されている。

さらに、会津若松市議会基本条例において、会派の代表者は、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保するものとし、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとされている。

(1) 広報紙・ホームページでの公開状況

各会派から提出された収支報告書に基づき、「会派ごとの収支総額及び用途別支出額」について、一覧表を議会広報紙及びホームページで公開している。

(2) 収支報告書等の閲覧状況

収支報告書等の政務活動費関係書類については、市情報公開条例の規定に基づき、閲覧等情報開示の対象となるものであるが、本市では、条例及び規則においても閲覧についての規定を設け、市内に住所を有する者等は、政務活動費の収支内容に係る書類について、閲覧を請求することができる旨規定している。また、要綱により、次の書類を閲覧の対象としている。

- ① 会津若松市議会政務活動費収支報告書
- ② 事業報告書
- ③ 政務活動費精算書
- ④ 会計帳簿、領収書その他収支内容を明らかにする書類
- ⑤ 旅行計画書、要請・陳情活動計画書及び旅行復命書

過去5年間の閲覧実績については、平成 25～27 年度は0件だったものの、平成 28 年度には5件の請求があり、うち4件は5年分(平成 23～27 年度分)の閲覧、平成 29 年度には、9月末時点で1件の請求があり、5年分(平成 23～27 年度分)の閲覧がなされている。

(3) 他市の公開状況

県内各市の公開状況は、次のとおりであり、13 市中 12 市が政務活動費の収支内容についてホームページでの公開を行っている。(収支内容を掲載した「議会だより」をホームページに掲載している市 ※2 を含む。)

内容について見ると、収支報告書一覧表(収支報告書に基づき、会派や議員ごとの用途別収支額を一覧表にしたもの)のみを公開しているのは、本市を含む5市であり、収支報告書と会計帳簿等(支出明細等を含む)を公開しているのは2市、収支報告書と会計帳簿等に加え領収書等の証拠書類を公開しているのは5市となっている。また、13 市中5市が、収支内容のほか、活動実績報告書(年間分)や調査研修等の報告書(その都度)を公開している。

収支報告書等の閲覧については、本市を含む7市が、条例・規則等において規定を設けており、その他の市においては、情報公開条例等により対応しているものと思料される。

一方、類似団体 38 都市のホームページでの公開状況について見ると、収支報告書又は収支報告書一覧表のみの公開が最も多く、本市を含む 22 都市となっており、13 都市が収支報告書の他に会計帳簿等や領収書等の公開を行っている。

【県内各市の公開状況】

都市名	ホームページでの公開状況	閲覧の規定 ※1
会津若松市	収支報告書一覧表	請求により、収支報告書、事業報告書、精算書、会計帳簿・領収書等の閲覧(条例、規則)
福島市	収支報告書、現金出納簿、領収書等、政務活動報告書	請求により、収支報告書、証拠書類の閲覧(条例)
郡山市	収支報告書、現金出納簿、領収書等、調査研究・研修内容報告	請求により、収支報告書、現金出納簿、領収書の閲覧(条例)
いわき市	収支報告書一覧表	—
白河市	収支報告書一覧表	—
須賀川市	収支報告書、会計帳簿、領収書等、政務活動実績書、行政調査等報告書	—
喜多方市	—	—
相馬市	収支報告書一覧表	請求により、収支報告書の閲覧(条例)
二本松市	収支報告書、出納簿、領収書等、視察研修報告書	—
田村市	収支報告書一覧表を「議会だより」で公開※2	請求により、収支報告書の閲覧(条例)
南相馬市	収支報告書、会計帳簿、領収書等、調査研究報告書	請求により、収支報告書の閲覧(条例)
伊達市	収支報告書、出納簿	—
本宮市	収支報告書、出納簿	請求により、収支報告書の閲覧(条例)

※1 情報公開条例の外に、別途規定を設けているもの。ただし、各市ホームページに掲載されている条例・規則以外の要綱等により規定されているものは含まれていない。

※ 調査は、平成29年10月現在の各市ホームページによる。

【県内各市及び類似団体の公開状況】

ホームページでの公開内容	県内各市(13市)	類似団体(38都市)
収支報告書又は収支報告書一覧表のみ	5市	22都市
収支報告書+会計帳簿等	2市	4都市
収支報告書+領収書等	—	3都市
収支報告書+会計帳簿等+領収書等	5市	6都市
公開していない	1市	3都市
活動報告書等	5市	10都市
条例・規則での閲覧の規定有り	7市	9都市

※ 調査は、平成29年10月現在の各都市ホームページによる。

第 11 監査の結果

昨今、一部の他自治体の議員による政務活動費の不適正使用の問題を契機に、市民の関心が高まってきているところであるが、こうした中で、監査の対象とした政務活動費について、その現況を把握するとともに、使途基準に沿って公正かつ適正に支出されているかについて調査を行った結果、本市においては、他自治体で問題となったような「カラ出張」や「架空請求」などの明らかに不適切と思われる支出は認められず、また、全国的に訴訟の対象となっているような「事務所費」や「自家用車の燃料代」等の取扱いについては、本市においては、これらの経費に係る支出自体がなかったものである。

また、交付や支出等に関する事務手続について、条例、規則及びガイドラインに定められたルールに基づいて適正に行われているかについて、ルール自体を見直す必要はないかという観点を含め調査及び検証を行った結果、おおむね適正と認められたが、より第三者に分かりやすい書類のあり方に向け、次のとおり一部改善又は検討を要する事項が認められた。

なお、事務処理上、改善及び留意すべき軽微な事項については、別途措置を促した。

(意見)

1 交付額に変更があった場合の精算書等への記載方法について

会派所属議員数の減に伴い、交付額が変更減額され、年度終了後の残余额の返還とは別に、交付額の一部が市に返還されているが、その返還額の記載について、精算書並びに議会広報紙やホームページで公開している会派別支出状況の一覧表において、収入額から減額せずに残額に含んだ形での記載となっていた。いずれにも、議員辞職に伴い別途返還している旨の説明は記載されているものの、当該返還金については、交付額の変更決定によるものであるから、収入額(交付額)から減額すべきであり、より分かりやすい記載のあり方について検討されたい。

2 収支内容の報告と残余额の返還に係る事務処理について

条例及び規則においては、会派の代表者は収支内容を年度終了後 14 日以内に議長に報告することとされており、残余额の返還は、収支内容を報告すべき期限までに行わなければならないとされている。これらに係る事務処理については、収支内容の報告は期限内になされているものの、議会事務局において、収支報告書及び関係書類の精査確認をしたうえで残余额を確定しているところであり、このため、収支内容の報告時期と残余额の確定時期に差異が生じざるを得なく、返納については、収支内容の報告時期よりも遅れている状況であった。

当該報告及び返還の期限について、会派に対し改めて認識を促すとともに、期限内の対応に向け、事前の準備に努められたい。併せて、収支内容の報告後に議会事務局の確認を経て交付額を確定し、返還に至る流れとなっていることから、こうした流れを踏まえ、残余金の返還期限の見直しも含め、制度のあり方について検討されたい。また、残余金の返還に当たっては、議会事務局職員が残金を一旦預かり、それが確定した段階で、議員に代わって返納しているところであるが、政務活動費の趣旨に鑑み、各会派の経理責任者が返納通知書により直接返納するような仕組みを検討されたい。

3 領収書等について

政務活動費の透明性を立証するうえで、領収書の果たしている役割は大きく、また、領収書の取扱いについて全国的に耳目を集めた事案もあり、領収書に対する関心が高まりつつある。こうした状況にあって、本市においては、規則により、金額にかかわらず領収書その他収支内容を明らかにする書類の

提出を義務付けており、また、ガイドラインにおいて、領収書の具備すべき要件を細かに定めるとともに、その用途を分かりやすいものとするため、領収書等添付用紙を作成のうえ領収書の補完情報を整理することとされている。

(1)領収書の印について

ガイドラインでは、領収書の具備すべき要件の一つとして、法人の場合は代表者の役職印をあげているが、そうした押印が省略された社名印のみの領収書が多数見受けられた。現在の商慣行を考慮した場合、こうした取扱いも是認されるものと思料され、政務活動費のルールについても、必要に応じて検証を行い、社会情勢を踏まえたものとなるよう心掛けられたい。

(2)領収書の記載内容について

領収書は単に経費が支払われた事実を立証するばかりでなく、その経費が政務活動費の対象となることを立証する役割を担っている。このため、ガイドラインでは、領収書の但し書に支出した内容(書籍名や品目、数量など)の記載を求めているが、店舗等で直接購入した場合などは、領収書の但し書に品名や数量まで記載されないのが一般的であり、そうした場合は、領収書等添付用紙に補足説明を記載するか納品書を添付することとされている。

提出された領収書等を確認したところ、「事務用品代」「プリント代(写真現像代)」「コピー代」「広報紙の印刷、折込代」等において、領収書のみならず領収書等添付用紙にも数量等の記載がないものが見受けられた。また、領収書の但し書に記載された内容だけでは、政務活動との関連が判断しにくいものもあり、領収書等添付用紙への補足説明については、使用目的の記載も含め、支払の内容が明確になるような書類の整備のあり方について検討されたい。

4 支出証明書について

政務活動費を支出したときは領収書の徴取を義務付けているものの、例外として、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支出証明書をもってこれに代えることができることとされている。一方で、この制度は金銭受領に係る自己証明であるため、第三者への説明責任という観点からは、多用することのないよう慎重な運用を心掛けるべきである。

このため、ガイドラインでは、日付、依頼人、受取人、金額が記載されたATM利用明細票(銀行等の振込金受取書)や郵便局払込票兼受領書については、品名・数量等の明細の記された請求書の写しを合わせて添付した場合やこれらの内容を領収書等添付用紙に補記すれば支出証明書の必要はないとしている。

しかしながら、提出された領収書等を確認したところ、そのほとんどにおいて、ガイドラインのとおり整理がなされているにもかかわらず、支出証明書が添付されており、結果として、支出証明書多用の要因になっていると思われる。

確かに、領収書を徴することができない場合の措置が生じることはやむを得ないことではあるが、支出証明書はあくまでも例外的な取扱いであることを考慮し、ATM利用明細票などの、社会通念上、領収書に代わるものとして認知されている書類については、積極的に活用し、支出証明書に過度に依存しない制度運用に心掛けられたい。

また、領収書の宛名が議員個人名である場合も、当該経費が会派の了承を得たことを示すものとして、会派代表者の支出証明書を添付しているが、こうした利用方法は、支出証明書の本来の趣旨にそぐわず、また、多用される要因とも考えられるため、領収書等添付用紙を活用するなど、他の方法を検討されたい。

更に、領収書の紛失を理由に、支出証明書によって負担金支出の処理をしている例が見受けられたが、支出証明書が第三者的には自己証明と受け止められかねないことから、これまで以上に領収書の重要性に鑑みた取扱いを促されたい。

5 旅費の精算のあり方について

政務活動費の使途について見ると、前述のとおり研究研修費と調査旅費が上位にあり、その細目としては旅費が大きな割合を占めている。こうした中で、事前の段階では、旅行計画書の提出が義務付けられており、これに基づいて、議会事務局が最も経済的な通常の経路及び方法によって、旅費に関する条例に準じて旅費の額を計算しているところである。また、事後の段階では、旅行復命書の提出が義務付けられており、旅費については、その必要性和額の妥当性を確認し得るよう、研究研修又は調査の目的や内容、期間、参加者等を領収書等添付用紙に明示するとともに、議会事務局作成の旅費計算書、また、必要な場合は領収書を添付することとされている。

このように、旅費については、事前と事後のチェックが働く仕組みとなっており、事務が煩雑な面もあるが、旅費の客観的妥当性を担保する仕組みとなっているといえよう。

しかしながら、実務面においては、領収書等添付用紙への目的や内容等の記載に代えて、事後の段階にもかかわらず改めて作成した旅行計画書を添付している例が多くあり、第三者から見ると、事前と事後の2種類の旅行計画書が存在し、中には、経費面での差異が見られるものもあり、一見ただけでは不要な疑念を抱かれかねないものであった。

これらの点を踏まえ、事後の書類整理のあり方について更なる改善を検討されたい。

6 会計帳簿について

政務活動費の管理については、会派ごとに経理責任者を定め、出納及び保管状況を明確にするため、会計帳簿を調製することとしており、この会計帳簿の様式は任意であるものの、支出年月日は領収書等の日付とすることや整理番号は領収書等添付用紙の番号と一致することなどにより、統一的な運用を目指しているところである。

しかしながら、政務活動費の充当時期との関係で立替払いが生じ、充当時(経理責任者が出金した日)に会計帳簿を整理しているため、領収書等の日付と会計帳簿の日付が異なるケースが散見され、他に、旅費と参加費を合わせて記載している場合にもこうした差異が見受けられた。また、入金日以前の支払事例や年度の途中で会計帳簿の残高が一旦マイナスとなっている例が見られたところであり、加えて、上半期・下半期それぞれの政務活動費の収入について、全会派同日に振り込まれたにもかかわらず、会計帳簿への記載日に違いがあり、考え方が統一されていない状況も見受けられた。

こういった実態を踏まえ、例えば、期間や金額など一定の制限の中で、まとめて記載するような方法を取り入れるなど、経理責任者の事務が過度の負担とならないよう、また、第三者から見ても分かりやすい記載となるよう、会計帳簿の整理方法について改めて調査研究されたい。

○まとめ

政務活動費は、「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に充てられるものであり、その具体的な使途については、会派や議員の良識と責任により判断され、会派や議員自らが、その透明性の確保に努めるとともに市民に対する説明責任を負うものである。

近年、一部の他自治体の議員による政務活動費の不適切な使用が相次いで問題となったことから、

市民にとっても非常に関心の高いものとなっており、より厳正で適正な執行と一層の情報公開が求められている。

一方、調査研究等の活動内容は多岐にわたり、その調査方法も多様であることから、使途について厳密な基準を設けることは困難であると思料されるが、透明性の確保や説明責任の面からも、一定程度統一的なルールのもと、その必要性や社会通念上の相当性、市政との関連性などから厳正に判断し、真に必要な経費の支出に努めなければならない。

本市では、政務活動費の事務手続や項目別の具体的な取扱例などを定めたガイドラインを策定し、これに基づいた運用が行われており、他自治体で問題となった「カラ出張」や「架空請求」といった不適切な支出はなく、また、訴訟の対象となっているような経費の支出も見られず、一定程度統一的なルールのもと適正な支出がなされていた。

今後も、より適正な執行を図りつつ、第三者から見ても分かりやすいものとなるよう、社会情勢の変化などを踏まえて、ガイドラインの精査と見直しを適宜行うとともに、時機を捉えて研修会を開催するなど、統一的で市民への説明責任を十分果たし得るような運用に努められたい。

また、情報公開に関しては、会派から提出された収支報告書の内容をまとめた会派別支出状況の一覧表を議会広報紙及びホームページで公開し、その他、帳簿や領収書等の会計書類、事業報告書や旅行復命書等の活動報告書類については、閲覧により開示しているところであるが、近年、全国的な政務活動費に対する関心の高まりとともに、より積極的な情報公開が求められており、他自治体においても、収支報告書に加え、会計帳簿や領収書類、活動報告書等をホームページで公開する動きが活発化している。政務活動費の内容を広く市民に知っていただくことは、信頼性の向上を図るうえでも重要であり、さらなる透明性の確保に向け努力されることを望むものである。